

居宅介護支援 重要事項説明書

1. 事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 042-702-9061

担当 介護支援専門員	平塚 誠
------------	------

*ご不明な点は何でもお尋ねください。

2. 事業所の概要

事業所名	ケアプラン ゆかり
所在地	神奈川県相模原市南区相南4-1-10-2F
事業者指定番号	1472608098
管理者・連絡先	平塚 誠 電話 042(702)9061 FAX 042(746)2370
サービス提供地域	相模原市、座間市、大和市

*上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

3. 事業所の職員体制等

職 種	従事するサービス種類、業務	人 員
管理者 (主任介護支援専門員)	居宅介護支援	1名以上
介護支援専門員	居宅介護支援	1名以上 (常勤 1名)

4. 営業時間

区 分	平 日・祝 日	休 日
営業時間	9:00～18:00	土曜日、日曜日、12/29～1/3

5. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までのながれと主な内容

(1) 介護サービス利用相談、申請手続き

相談は事務所で受付、来所は相談室で面接
介護サービスの種類、目的や支援内容を確認し、必要な介護サービスを提案する。
介護サービス利用には介護認定が必要、認定はされていない場合は速やかに
介護認定申請(代理)で行う。

(2) 支援サービスの申し込み

重要事項及び契約内容を確認頂き、契約の締結をします。
居宅サービス計画の作成方法の届出(当事業所に依頼したということ)を市町村へ提出しま
す。

(3) 状態の把握

担当の介護支援専門員が自宅を訪問し、介護が必要な方や家族の様子、お住まいのこと
など介護で困っていることをお伺いいたします。

(4) 居宅サービス計画原案の作成

要介護度に応じた利用限度額を参考にしながら、地域で行われているサービスについて情
報を提供しながら、ご希望にそったプランを作成します。

(5) 居宅サービス担当者との連絡調整

担当の介護支援専門員を中心に、関係する居宅サービス担当者や利用者・家族も参加し、
必要な意見交換等を行うことにより居宅サービス計画の内容調整を図ります。

(6) 居宅サービス計画の作成

利用者の希望や心身の状況などを考慮し、居宅サービス目標とその達成時期、サービスの
種類、内容、利用料金等を決定します。

(7) 利用者の同意

作成された居宅サービス計画の内容について確認、ご了承いただきます。

(7) 利用者への居宅サービス計画書の交付

利用者に同意いただいた居宅サービス計画書を交付します。

(9) 居宅サービスの提供

居宅サービス計画に位置づけられたサービスを、各々のサービス事業者より提供します。

(10) 状態の把握(モニタリング)

居宅サービス計画の実施状況について、定期的に評価を行い、必要に応じて居宅サービス
計画の変更を実施します。

6. 利用料金

(1) ア 利用料

要支援認定を受けられた方は、法定代理受領サービスとなり、その費用が介護保険から全額給付されるので、**利用者の負担はありません。**

※利用者の保険滞納等により、当事業所のサービスが法定代理受領サービスでなくなった場合は、要介護度に応じて以下の金額をお支払いいただきます。なお、その際「指定居宅介護支援証明書」を発行いたしますので、後日、住所地のある市役所にて払い戻しを受けることができます。

・居宅介護支援費(Ⅰ)

＜介護支援専門員1人当たりの取り扱い件数が45件未満＞

(1ヶ月)(Ⅰ)要介護1又は要介護2 10,860 円 要介護3、要介護4、要介護5 14,110 円

＜取り扱い件数が45件以上60件未満の場合において、45件以上の部分に算定します。＞

(1ヶ月)(Ⅱ)要介護1又は要介護2 5,440 円 要介護3、要介護4、要介護5 7,040 円

＜取り扱い件数が60件以上＞ (45件以上の部分のみ適応)

(40件以上の部分のみ適応)

(1ヶ月)(Ⅲ)要介護1又は要介護2 3,260 円 要介護3、要介護4、要介護5 4,220 円

・居宅介護支援費(Ⅱ) 一定の情報通信機器の活用または事務職員を配置

＜介護支援専門員1人当たりの取り扱い件数が45件未満＞

(1ヶ月)(Ⅰ)要介護1又は要介護2 10,860 円 要介護3、要介護4、要介護5 14,110 円

＜取り扱い件数が45件以上60件未満＞

(1ヶ月)(Ⅱ)要介護1又は要介護2 5,270 円 要介護3、要介護4、要介護5 6,830 円

＜取り扱い件数が60件以上＞ (45件以上の部分のみ適応)

(1ヶ月)(Ⅲ)要介護1又は要介護2 3,160 円 要介護3、要介護4、要介護5 4,100 円

・介護予防支援費

＜地域包括支援センターが行う場合＞ (1ヶ月) 4,420円

＜指定居宅介護支援事業所が行う場合＞ (1ヶ月) 4,720円

※介護予防、総合事業業務に係わる受託は、(1月当たり居宅支援利用者＋委託による介護予防支援利用)÷介護支援専門員数により算定します。

イ 加算

①初回加算Ⅰ(以下の場合に1ヶ月3,000円を加算)

- ・新規に認定を受けて居宅サービス計画を作成する場合
- ・要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成の場合に加算します。
- ・要介護状態区分が2段階以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合に加算します。

②特定事業所加算

(Ⅰ)(以下の場合に1月5,190円を加算) (Ⅱ)(以下の場合に1月4,210円を加算)

(Ⅲ)(以下の場合に1月3,230円を加算) (A)(以下の場合に1月1,140円を加算)

- ・質の高いケアマネジメントを実施している事業所を積極的に評価する観点から、人材の確保やサービス提供に関する定期的な会議を実施している等
- ・必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援サービス(インフォーマルサービスを含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成する事
- ・当事業所が厚生労働大臣が定める基準に適合する場合に加算します。

※当事業所が指定都市に届け出申請をした場合に算定する。

③特定事業所医療介護連携加算(以下の場合に1月1,250円を加算)

- ・前々年度の3月から前年度の2月までの間でターミナルケアマネジメント加算を15回以上

- ④入院時情報連携加算(Ⅰ)(以下の場合に1月2,500円を加算)
- ・利用者が病院又は診療所に入院するにあたり、病院又は診療所の職員に対して入院日以前又は当日に情報提供、利用者に関する情報共有等を行う場合に加算します。
- ⑤入院時情報連携加算(Ⅱ)(以下の場合に1月2,000円を加算)
- ・利用者が病院又は診療所に入院するにあたり、病院又は診療所の職員に対して入院後3日以内に情報提供、利用者に関する情報共有等を行う場合に加算します
- ⑥退院・退所加算
- ・退院又は退所等に当たって職員等と面談を行い、利用者に関する必要な情報提供を受けた上で居宅サービス計画書を作成し、居宅サービスの利用に関する調整を行った場合に加算します。(入院または入所期間中につき1回を限度)
- カンファレンス参加(無) 連携1回 4,500円 連携2回 6,000円
 カンファレンス参加(有) 連携1回 6,000円 連携2回 7,500円 連携3回 9,000円
 ＊初回加算を算定する場合は、該当加算は算定しない。
- ⑦ターミナルケアマネジメント加算(以下の場合につき4,000円加算)
- ・終末期の医療やケア方針に関する該当利用者又はその家族の意向を対して、24時間の連携体制を確保、かつ必要に応じて支援を行う事ができる体制整備を行い、利用者又はその家族の同意を得た上で死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅訪問し主治の医師等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等に沿った取組を行う等、利用者への支援を実施した場合加算します。
- ⑧緊急時等居宅カンファレンス加算(以下の場合につき2,000円加算)
- ・病院又は診療所の求めにより、該当病院または診療所の医師または看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合に加算します。
- ⑨通院時情報連携加算(以下の場合につき500円加算)
- ・利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身状況や生活環境等必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で居宅サービス計画に記録をした場合に加算します。
- 別に定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施を超えて、指定居宅支援を行った場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算します。

ウ 減算

次に掲げる居宅介護支援が行われていない場合の利用料金は、上記(基本単価)の金額を100分の50に、この減算が2月以上継続している場合には、算定しません。

- ①居宅サービス計画の内容について、保険給付の対象となるかどうかを区分し、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得て、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付します。
- ②居宅サービス計画の実施状況の把握に当たっては、利用者及びその家族、事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、少なくとも1月に1回利用者宅を訪問し面接を行い、実施状況の把握後、その結果を少なくとも1月に1回記録します。
- ③居宅サービス計画の新規作成、要介護更新認定、要介護状態区分の変更認定の場合やこれら以外の居宅サービス計画の作成に当たって、正当な理由のない限りサービス担当者会議の開催等を行います。

上記(基本単価)の金額を100分の1に減算

事業継続計画未実施減算

- ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定する
* 災害対策に関する責任者 管理者 平塚 誠
- ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる

高齢者虐待防止措置未実施減算

- ・虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可)を定期的にし、従業員へ周知徹底
* 虐待防止に関する責任者 管理者 平塚 誠
- ・虐待防止の指針を整備
- ・従業員への、虐待防止のための研修の定期的実施
- ・上記措置を実施するための担当者の設置

身体拘束廃止未実施減算

- ・身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、入所者の心身の状況並びに緊急でやむを得ない理由を記録
- ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催し、介護職員その他従業員に周知徹底
- ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備
- ・介護職員その他の従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施

エ 特定事業所集中減算

正当な理由のない限り、前6月間に作成した、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与を位置づけられた計画の数のうち、最もその数が多い事業主体に係るものの占める割合が8割以上である場合に1月につき2000円を減額します。

(2) 交通費

通常のサービス提供地域内での利用は無料です。

提供地域外での利用は片道概ね10km未満は100円、10km以上は200円を徴収。

(3) 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、それにかかる一切の料金はかかりません。

7. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

- ① まずは、お電話などでお申し込みください。職員がお伺いいたします。
- ② 複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることができることや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること等につき十分説明を行います。
- ③ ケアプランゆかりと医療機関との早期の連携を促進するために利用者が病院または診療所に入院する必要がある場合には、担当介護支援員の氏名および連絡先を該当病院等にお伝えください。

(2) サービスの終了

- ① 利用者のご都合でサービスを終了する場合
口頭でお申し込みくださればいつでも解約できます。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は終了1ヶ月前までに文書などで通知するとともに、他の居宅介護支援事業所をご紹介します。

③ 自動終了

以下の場合には双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)あるいは予防給付と認定された場合

④ その他

利用者や家族などが当事業所や担当介護支援員に対して本契約を存続し難いほどの著しい背信行為を行った場合は、文書等で通知することにより即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

8. 事業所のサービス方針

- (1) 利用者が住みなれた地域で、できるだけ自立した生活を営むことができるように支援いたします。
- (2) 利用者又はその家族の希望を踏まえつつ、公正中立にサービス事業所の選択ができますようお手伝いさせていただきます。
前6か月間のケアプランにおける各サービス(訪問介護、通所介護、地域密着通所介護、福祉用具貸与)の利用割合、各サービス毎の同一事業所割合を利用者又はその家族へ説明、同意を得て行います。(介護サービス情報に公表)
- (3) 居宅サービス計画の作成後におきましても、利用者やその家族、サービス事業所等との連絡を継続的に行うことにより、より適切なサービスがご利用できるように支援いたします。
- (4) 感染防止や多職種連携の促進の為、サービス担当者介護等について、ICT の活用をする際は利用者又はその家族へ説明、同意を得て行います。
- (5) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、事業所の従業者に対し、研修の機会を確保しなければならない。
- (6) 事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (7) 衛生管理・感染症の発生対策
事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止の為の研修及び訓練を定期的を実施します。
- (7) 利用者に対する居宅介護支援提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講ずる
事故に際してとった措置の記録をする。
- (8) 介護支援専門員の質的向上を図る為、研修機会を次の通り設けるものとし、また業務体制を整備する。
採用時研修 採用後6ヵ月以内 継続研修 年1回

8. 相談窓口、苦情対応

- サービスに関する相談や苦情については、下記の窓口で対応いたします。

利用者相談コーナー	電話番号	042(702)9061	Fax 番号	042(746)2370
	担当者	平塚 誠		
	対応時間	9:00～18:00		

○ 公的機関においても、下記の機関において苦情申出等ができます。

市町村名	担当窓口	電話番号	FAX 番号
相 模 原 市	福祉基盤課	042(707)7046	042(752)5616
座 間 市	介護保険課	046(252)7719	046(252)8238
大 和 市	高齢者介護課	046(260)5169	046(260)5158

その他	電話番号
神奈川県国民保険団体連合会介護苦情相談課	045(329)3447

10. 当社の概要

名称・法人種別	株式会社安心生活介護研究所
代表者名	代表取締役 中川 由香里
事業所在地・電話	神奈川県相模原市南区相南4-1-10 042(767)2520
業務の概要	介護に関する事業
事業所数	地域密着型通所介護:1か所

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 名称 ケアプラン ゆかり
所在地 相模原市南区相南 4-1-10-2F

介護支援専門員 平塚 誠

私は、本書面により事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受け、同意し交付されました。

利用者 住所

氏名

(代理人) 住所

氏名